

公益財団法人横浜市消費者協会財産運用規程

制定 平成24年11月28日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人横浜市消費者協会定款第5条に定める基本財産及び運用財産（以下「財産」という。）について、中長期的かつ継続的に円滑な財産運用を実施すること、及びリスクの分散による安全な財産運用を図り、もって公益財団法人横浜市消費者協会（以下「協会」という。）の健全経営に資することを目的とする。

(運用体制)

第2条 財産の運用方法の決定は、財産運用委員会（以下「委員会」という。）の開催により行うものとする。

(財産運用の方法)

第3条 基本財産、及び運用財産のうち一定のものについては、元本が確実に回収できる方法で行うものとする。

2 前項以外の資産の運用については、「安全性」を最優先に置き、「流動性」も考慮しつつ、適切な保全策等を講じることにより、保管・運用を行うものとする。

(運用対象)

第4条 前条第1項に記載された「元本が確実に回収できる」運用対象は、具体的には次のとおりとする。

- (1) 郵便貯金
- (2) 預金（原則として、預金保険機構の反故対象範囲内のもの、又は借入金との総裁によって預金額相当分の保護が図れるもの）
- (3) 日本国国債又は政府保証債
- (4) 日本国内の地方自治体が発行する地方債（格付け機関からA以上の格付けを取得しているもの）

2 前条第2項に記載された方法に該当する運用対象は、具体的には前項に掲げるもののほか、一定の条件を満たす金融商品とする。

3 前項の規定にかかわらず、スワップやオプションなどデリバティブを組み込んだ商品については、運用対象とはしないものとする。

(債権等の格付け機関)

第5条 格付け機関は次のとおりとする。

- (1) ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)
- (2) スタンダード・アンド・プアーズ (S&P)
- (3) 格付投資情報センター (R&I)
- (4) 日本格付研究所 (JCR)

(運用状況の管理・報告等)

- 第6条** 委員会は、財産に欠損が生じる恐れのある場合には速やかに必要な対応を行う。
- なお、格付け機関からの格付けが投資適格のクラスを下回った場合は、原則として、その商品を売却するものとする。市場環境等により売却が困難な場合は、委員会の決議により保有を継続することができるものとするが、信用リスクについて継続的に把握するものとする。
- 2 委員会は、金融機関及び運用対象に関する情報収集及び調査、研修等を行う。
 - 3 委員会は、財産の運用状況について、定期的に理事会に報告を行う。

(委任)

- 第7条** この規程の施行について必要な事項については、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成24年11月28日から施行する。